

令和8年度第1回 三郷町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和8年8月19日(水) 午後2時00分から午後2時40分まで
場 所 三郷町役場 2階 第2会議室
出席者 (委 員) 伊藤会長、澤委員、紀川委員、吉良委員、西川委員、笹川委員
(三郷町) 木谷町長、辰巳部長、【事務局】丸山課長、篠原補佐
欠席者 安井副町長

○開会 事務局	令和8年度第1回三郷町国民健康保険運営協議会開会 委員全員出席のため、三郷町国民健康保険運営協議会規則第4条第2項により、本 会議成立報告。
○町長あいさつ	町長あいさつ
○委員等紹介 事務局	委員紹介 町側紹介
○会長選出 事務局	会長の選出は、運営協議会規則第3条 第1項より、「公益を代表する委員のうちから 選出する」とあるため、事務局案とし伊藤委員に、会長職をお願いしたいと提案。 「異議なし」との声
○会長挨拶 会長	会長あいさつ
○議 事 会長	運営協議会規則 第4条 第1項より、会長が議長として議事進行。 ・ 議事 I 「令和7年度三郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について」
事務局	「令和8年度第1回三郷町国民健康保険運営協議会」資料に基づき、令和7年度国 民健康保険特別会計の歳入歳出決算について決算の概要を報告。 ・世帯数及び被保険者数 ・保険税収納状況 ・保険税収納率 ・給付状況 ・国民健康保険事業費納付金 ・保健事業
会長	本件について質問があるか委員に伺う。
委員	保健事業「どこでも健康トビラ広告」駅構内ポスター掲示について、近鉄信貴山下駅 と JR 三郷駅であれば町民の利用者が多いのはどちらか。
事務局	近鉄信貴山下駅については契約内容に含まれていなかった。
委員	総務費の歳出が昨年度と比較して、約2倍となっているがその理由は。また、総務費

	の具体的な支出内容は。
事務局	大きな理由として、令和6年度以前は一般会計より支出していた国民健康保険に従事する職員2名分の給与等を令和7年度より総務費から支出したため。また、今後は基金を活用し同様に国民健康保険特別会計より支出予定。 総務費の具体的な内容は、先述のほか、納付書等の印刷製本費、郵送代などの通信運搬費、消耗品など。
委員	特定健診受診率が様々な啓蒙活動をしているにもかかわらず下がっているが何%を目指しているか。
事務局	特定健診受診率の微減が続いているため、事業を見直し、「どこでも健康トビラ広告」および「カラダにごほうびプロジェクト」は令和7年度にて終了。それに伴い、令和8年度より、新たに特定健診受診にかかる自己負担額を全員無料化(令和7年度以前は70歳未満の方は700円負担)した。
事務局(補足)	受診率は県目標 60%、町目標 45%としている。
委員	基金残高(令和 7 年度末)242,672,799 円は、職員給与だけでなく、保険事業に活用してもよいのでは。また、今後、基金はいくらまで支出する予定か。
事務局	今後の保健事業に活用することも検討する。財政部局との協議により基金残高100,000 千円までは国民健康保険に従事する職員 2 名分の給与を国民健康保険特別会計より支出予定。
事務局(補足)	県統一化されるまでに三郷町は健全財政を取ってきた結果、これほどの基金残高がある。被保険者の方に還元する施策として既出のほかにも人間ドック助成金を上限 2 万円から 3 万円にするなど様々取り組んできたが、一般会計の財政状況等も鑑み、財政部局との協議の結果、上記対応をすることとなった。
会長	その他、質問のある委員は。 ————— 他質問なし —————
	・議事2 「その他」について事務局から何かないか。
事務局	「令和8年度第1回三郷町国民健康保険運営協議会」資料に基づき、国民健康保険税条例の改正案2点について説明。 ① 国民健康保険税の期割(納付回数)10期→8期に変更 ② 国民健康保険税の期別税額の端数処理 千円単位→百円単位に変更 今後については、今回運営協議会でご承認いただきましたら、令和8年12月議会に上程し、可決されましたら、広報、ホームページ、SNSなどで半年ほどかけて周知した上で、令和9年度からの実施を行いたいと考えている。忌憚のないご意見を願いたい。

委員	モデル①～④の中で現状どのモデルケースが多いか。
事務局 事務局（補足）	モデル①が多いと思われる。 モデル①は 7 割軽減、介護分ありと記載しているが、これは単身世帯で元々の課税額から均等割平等割の法定軽減がかかっている世帯である。世帯人数や課税所得、軽減判定等により国保税は決定するため、一概にどのモデルが多いというのは回答が難しい。（※後ほど、1 人あたり調定額（調定額÷被保険者数）を示した）
委員	『年間の税額が変わらない』のだから、きちんとその事を周知し理解してもらうことが大事だと思う。 個人的には 8 期（端数処理百円単位）への変更が一番良いと感じた。
事務局	10 期から 8 期への変更は、事務効率化の観点からはメリットがあるが、被保険者にとってはメリットがそこまで大きくない。そのため、端数処理を千円単位から百円単位に変更することで 1 期あたりの負担感を軽減するため今回の案を提出した。委員におっしゃっていただいたように、『年間の税額は変わらない』事をきちんと周知し理解してもらう事が必要だと考えている。改正時期については、県下約 70% の自治体が 8 期を採用していること、三郷町近隣自治体全てが 8 期を採用していることから、令和 6 年度の税率統一の際に併せて本件についても改正しておくべきだったかもしれないが、ご容赦いただきたい。
委員	現状の 10 期（端数処理千円単位）より案の 8 期（端数処理百円単位）に変更した方が、平準化されており 1 期あたりの負担感も無くなって良いと思う。
会長	それでは、案を承認します。 ・その他質問
委員	納付方法（普通徴収）について詳細を知りたい。
事務局	納付書払、コンビニ納付、スマホアプリ収納、口座振替に加え、令和 8 年 3 月より納付書に eL-QR コードを印字。それによりスマホ QR コード決済アプリや地方税支払サイトでのクレジットカード払いが可能となった。
会長	その他、質問等ないか委員に伺う。 ————— 他質問なし ————— 議事終了。 ————— 閉会あいさつ ————— 協議会終了。